

社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程

令和2年3月17日制定

社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程（平成28年3月29日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に定める正規職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、役職手当、資格手当、業務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給料）

第3条 給料は、給料表Ⅰ（別表1）又は給料表Ⅱ（別表2）に定めるところにより決定するものとし、給料表Ⅰは保育施設又は児童厚生施設に勤務する職員（以下「保育士等」という。）以外の職員に適用し、給料表Ⅱは保育士等に適用する。

（職務の級の決定）

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、級ごとの職務の区分は、給料表Ⅰ職務区分表（別表3）又は給料表Ⅱ職務区分表（別表4）に定めるところによる。

（給料月額決定）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、初任給基準表（別表5）に定めるところにより決定するものとする。ただし、職歴等の経験年数を有し、初任給基準表による格付けが他の職員と不均衡を生ずる者については、会長が別に定める基準に基づいて決定する。

（昇格）

第6条 会長は、職員の経験、技能、適格性、勤務実績等を考慮し、昇格させようとする職務の級に適合すると認められる場合に限り、その者を1級上位の職務の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表6）に定める昇格後の号給欄に定める号給とする。

（昇給）

第7条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として決定する。
- 3 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「2 号給」とする。
- 4 毎年 4 月 1 日後に新たに職員となった者に関する第 1 項の規定の適用については、同項中「同日前 1 年間」とあるのは「新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間」とし、第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「4 号給に新たに職員となった日から昇給日の前日までの月数を 12 月で除した数を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。）に相当する号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
(給料の減額)

第 8 条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき会長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき第 23 条に定める勤務 1 時間当りの給料額（以下「勤務 1 時間当りの給料額」という。）を減額した給料を支給する。

- 2 前項の規定により給料を減額する場合において、減額すべき給料の額は、減額すべき事由の生じた給料の計算期間（以下「計算期間」という。）の分を翌月の給料から差し引くものとする。
- 3 第 1 項の規定による給料の減額は、その計算期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。
(給料の支給)

第 9 条 給料は、毎月 1 日から末日までを計算期間とし、当月 21 日（その日が日曜日、土曜日又は休日になるときは順次繰り上げる。）に支給する。

- 2 新たに職員となった者及び昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が月の途中で休職若しくは出勤停止にされた場合、休職若しくは出勤停止の終了により職務に復帰した場合又は退職（死亡を除く。）した場合のその月の給料は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎とした日割り計算により支給する。
- 4 職員が月の途中（月の初日を含む。）で死亡した場合は、その月の給料全額を支給する。
(扶養手当)

第 10 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者であると会長が承認した者をいう。
 - (1) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の届出）

第 11 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員が次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、その職員は直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当の支給）

第 12 条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前条第 1 号に掲げる事実が生じた場合はその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届け出に係る者の全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員にさらに前条第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係る者の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係る者のうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

3 扶養手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

(住居手当の届出)

第14条 新たに前条第1項に定める要件を具備することとなった職員は、その要件を具備していることを証明する書類を添付して会長に届け出なければならない。住居手当を支給されている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合も同様とする。

(住居手当の支給)

第15条 住居手当の支給は、職員が新たに第13条第1項に定める要件を具備することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から開始し、職員が同項に定める要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を改定すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の支給額を増額して改定する場合に準用する。

3 住居手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の者を除く。）に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（その額

が 55,000 円を超えるときは、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 2,500 円以上 31,300 円までの範囲内で通勤のため自動車等を使用する職員に対する支給額 (別表 7) に定める区分に応じた額

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 1 か月の通勤に要する運賃等の額及び前号に定める額の合計額 (その額が 55,000 円を超えるときは、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額)

(通勤手当の届出)

第 17 条 新たに前条第 1 項に定める要件を具備することとなった職員は、その実情を会長に届け出なければならない。通勤手当を支給されている職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合も同様とする。

2 職員の住居地から勤務すべき事業場までの通勤距離は、適正と認める地図検索ソフトにより法人が計測するものとする。

(通勤手当の支給)

第 18 条 通勤手当の支給は、職員が新たに第 16 条第 1 項に定める要件を具備することとなった日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときはその日の属する月) から開始し、職員が退職した場合はその者が退職した日、職員が同項に定める要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月 (その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月) をもって終了する。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

2 通勤手当の支給を受けている職員にその月額を改定すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する翌月 (その日が月の初日であるときはその日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の支給額を増額して改定する場合に準用する。

3 通勤手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

(時間外勤務手当)

第 19 条 正規の勤務時間が割り振られた日に時間外勤務を命じられた職員には、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当りの給料額に 100 分の 125 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間 (以下「深夜」という。) である場合は 100 分の 150) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、1 か月の時間外労働が 60 時間を超えたときは、60 時間を超えた時間外労働については勤務 1 時間当りの給料額に 100 分の 150 (その勤務が深夜である場合は 100 分の 175) を乗じて得た額を支給する。

3 時間外勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(休日勤務手当)

第 20 条 休日に当たる日に勤務することを命じられた職員には、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額に 100 分の 135（その勤務が深夜である場合は 100 分の 160）乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 休日勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。
（深夜勤務手当）

第 21 条 正規の勤務時間として、深夜に勤務する職員には、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

2 深夜勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。
（勤務 1 時間当たりの給料額の算出）

第 22 条 勤務 1 時間当たりの給料額は、次により算出した額とする。

$$\text{勤務 1 時間当たりの給料額} = \text{給料月額} \times 12 \div (38.75 \times 52 - 7.75 \times 19)$$

（端数計算）

第 23 条 勤務 1 時間当たりの給料額及び第 19 条から第 21 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は深夜勤務手当の額を算定する場合及び給料の日割り計算を行うに当たって 1 日当たりの給料額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

2 第 8 条の規定により給料を減額する場合の基礎となる時間数及び第 19 条から第 21 条までに定める手当の基礎となる時間数を算定する場合において、当該給与期間の時間数に 30 分未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数が生じたときはこれを 1 時間に切り上げるものとする。

（役職手当）

第 24 条 給料Ⅰの適用を受ける職員のうち職務の級が 3 級以上で、かつ就業規則第 2 条第 1 項に定める総合職の者並びに給料表Ⅱの適用を受ける職員のうち職務の級が 5 級の者及び 4 級で職位が主任の者に対して、役職手当を支給する。

2 給料表Ⅰの適用を受ける職員の役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 5 級の者 月額 45,000 円

(2) 4 級の者 月額 30,000 円

(3) 3 級の者 月額 15,000 円

3 給料表Ⅱの適用を受ける職員の役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 5 級の者 月額 52,000 円

(2) 4 級で職位が主任の者 月額 5,000 円

4 支給区分の変更が生じた場合は、発令の日の属する月から変更後の役職手当を支給する。この場合、それまで属していた区分の役職手当は支給しない。

5 役職手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

（資格手当）

第 25 条 次の各号に掲げる資格を有し、その職務に就く職員に対して、当該各号に掲げる額を資格手当として支給する。

- (1) 社会福祉士 月額 7,000 円
- (2) 精神保健福祉士 月額 8,000 円
- (3) 介護福祉士（障がい福祉施設に勤務する者に限る。） 月額 5,000 円
- (4) 看護師又は保健師 月額 30,000 円
- (5) 管理栄養士 月額 5,000 円

2 資格手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

（処遇改善手当）

第 26 条 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、保育士等に保育士等処遇改善手当を支給する。

2 保育士等処遇改善手当の月額、保育士等処遇改善手当の支給割合及び支給額（別表 8）に定める基準により、職員の職務の級に応じて給料月額に 100 分の 5 以内の率を乗じて得た額と定額との合計額とする。

3 保育士等処遇改善手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

4 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、介護事業所に勤務する職員に介護職員処遇改善手当を支給することができる。

5 介護職員処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、国の介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の処遇改善に係る制度の実施状況に応じて会長が別に定める。

（業務手当）

第 27 条 障がい福祉施設の利用者送迎バスの運転業務に従事する者に対して、運転業務手当として運転 1 回につき 500 円を支給する。

2 運転業務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（期末手当）

第 28 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の次の各号に掲げる日（これらの日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは順次繰り上げる。）に支給する。

- (1) 基準日 6 月 1 日 支給日 6 月 30 日
- (2) 基準日 12 月 1 日 支給日 12 月 10 日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、支給率（6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 130）を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、会長は、法人の経営状況等を勘案して支給率を変更し、又は不支給若しくは一時差し止めすることがある。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60

(4) 3 か月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料、扶養手当及び処遇改善手当の月額合計額とする。

4 第 24 条に定める役職手当及び第 25 条に定める資格手当の支給を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、前項に定める合計額に、役職手当及び資格手当の支給額を加算した額を期末手当基礎額とする。

5 第 2 項に定める在職期間は、職員として在職した期間とし、その算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 就業規則第 14 条の規定により休職していた期間

(2) 社会福祉法人長井市社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程第 2 条から第 9 条までの規定により育児休業又は介護休業をしていた期間

(3) 就業規則第 40 条の規定（職務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により出勤しなかった期間から同第 35 条に定める休日を除いた日数が 30 日を超える場合は、当該 30 日を超えて勤務しなかった期間

(4) 就業規則第 66 条第 1 項第 3 号の規定により出勤を停止されていた期間

(5) 欠勤した日数

（勤勉手当）

第 29 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の次の各号に掲げる日（これらの日が日曜日、土曜日又は休日に当るときは順次繰り上げる。）に支給する。

(1) 基準日 6 月 1 日 支給日 6 月 30 日

(2) 基準日 12 月 1 日 支給日 12 月 10 日

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、支給率（100 分の 80）を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合及び第 6 項に定める勤務成績による割合を乗じて得た額とする。ただし、会長は、法人の経営状況等を勘案して支給率を変更し、又は不支給若しくは一時差し止めすることがある。

(1) 6 か月 100 分の 100

(2) 5 か月 15 日以上 6 か月未満 100 分の 95

(3) 5 か月以上 5 か月 15 日未満 100 分の 90

(4) 4 か月 15 日以上 5 か月未満 100 分の 80

(5) 4 か月以上 4 か月 15 日未満 100 分の 70

(6) 3 か月 15 日以上 4 か月未満 100 分の 60

(7) 3 か月以上 3 か月 15 日未満 100 分の 50

(8) 2 か月 15 日以上 2 か月未満 100 分の 40

(9) 2 か月以上 2 か月 15 日未満 100 分の 30

(10) 1 か月 15 日以上 2 か月未満 100 分の 20

- (11) 1 か月以上 1 か月 15 日未満 100 分の 15
- (12) 15 日以上 1 か月未満 100 分の 10
- (13) 1 日以上 15 日未満 100 分の 5

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び処遇改善手当の月額合計額とする。

4 第 24 条に定める役職手当及び第 25 条に定める資格手当の支給を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、前項に定める合計額に、役職手当及び資格手当の支給額を加算した額を期末手当基礎額とする。

5 第 2 項に定める在職期間は、職員として在職した期間とし、その算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 就業規則第 14 条の規定により休職していた期間
- (2) 社会福祉法人長井市社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程第 2 章及び第 3 条の規定により育児休業又は介護休業をしていた期間
- (3) 就業規則第 40 条の規定（職務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により出勤しなかった期間から同第 35 条に定める休日を除いた日数が 30 日を超える場合は、当該 30 日を超えて勤務しなかった期間
- (4) 就業規則第 66 条第 1 項第 3 号の規定により出勤を停止されていた期間
- (5) 欠勤した日数

6 第 2 項の勤務成績による割合は、100 分の 50 以上 100 分の 150 以下の範囲とする。

（派遣職員）

第 30 条 長井市から派遣されている職員の給与については、職員派遣に関する取り決めの規定による。

（規程の改廃）

第 31 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

（委任）

第 32 条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前から引き続き職員として勤務する者の給料月額については、第 5 条の規定にかかわらず、それぞれの履歴に基づいて会長が決定する。
- 3 この規程の施行により支給される給料月額が、この規程の施行日の前日に支給されていた給料の額に 100 分の 93 を乗じて得た額（以下「減額限度額」という。）を下回ることとなる職員に対する給料の額は、当該下回る期間、当該職員の号給又は給料月額にかかわらず、減額限度額を給料月額とする。
- 4 長井市社会福祉協議会保育施設及び指定訪問介護事業所等に勤務する職員の給与の支給に関する細則（平成 28 年 3 月 29 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
- 2 第26条第3項の規定にかかわらず、令和4年2月分及び3月分の処遇改善手当（臨時特例分に限る。）は、3月末日までに支給する。

別表 1 給料表 I

単位：円

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	146,200	187,200	216,600	243,600	264,800
2	147,100	188,700	217,800	245,200	266,600
3	148,100	190,100	219,000	246,600	268,400
4	149,000	191,500	220,300	248,300	270,200
5	149,900	192,800	221,600	249,800	271,800
6	150,900	194,300	223,000	251,300	273,600
7	151,800	195,700	224,200	252,900	275,500
8	152,700	197,200	225,400	254,600	277,200
9	153,600	198,600	226,700	256,300	279,000
10	154,800	200,000	227,900	257,900	280,800
11	155,800	201,500	229,200	259,700	282,600
12	156,800	202,900	230,400	261,300	284,400
13	157,900	204,000	231,600	263,000	286,200
14	159,100	205,400	232,800	264,700	287,800
15	160,300	206,800	233,900	266,400	289,600
16	161,700	208,300	235,000	267,900	291,300
17	162,700	209,700	236,200	269,600	293,100
18	163,900	211,000	237,600	271,200	294,700
19	165,100	212,300	239,000	272,900	296,500
20	166,300	213,600	240,400	274,500	298,100
21	167,500	214,900	241,800	276,100	299,700
22	169,700	216,300	243,200	277,700	301,400
23	171,900	217,700	244,600	279,400	303,100
24	174,100	218,900	246,000	281,100	304,800
25	176,300	220,000	247,500	282,600	306,100
26	177,700	221,200	249,100	284,300	307,600
27	179,000	222,400	250,500	286,100	309,200
28	180,400	223,400	252,000	287,700	310,700
29	181,700	224,400	253,400	289,300	312,100
30	183,100	225,400	254,900	290,900	313,600
31	184,600	226,300	256,500	292,700	315,200

32	186,000	227,300	257,800	294,400	316,600
33	187,200	228,300	259,200	295,600	318,200
34	188,500	229,300	260,700	297,200	319,600
35	189,700	230,300	262,100	298,800	321,000
36	190,900	231,300	263,600	300,500	322,400
37	191,900	232,100	264,900	302,100	323,500
38	192,900	233,300	266,200	303,600	324,500
39	193,900	234,400	267,600	305,300	325,700
40	194,900	235,700	269,100	306,800	326,800
41	195,900	236,700	270,500	308,400	327,800
42	197,000	237,700	271,900	309,900	328,500
43	198,000	238,900	273,300	311,300	329,400
44	199,000	239,900	274,600	312,900	330,300
45	199,900	240,900	276,000	314,100	330,900
46	201,000	242,000	277,400	315,300	331,700
47	202,000	243,100	278,800	316,500	332,400
48	203,000	244,100	280,200	317,700	333,100
49	204,000	245,200	281,100	319,100	333,800
50	204,800	246,100	282,400	319,700	334,500
51	205,500	247,100	283,600	320,700	335,100
52	206,400	248,100	285,000	321,500	335,700
53	207,400	248,900	286,300	322,300	336,300
54	208,200	249,800	287,600	323,200	336,900
55	208,900	250,800	289,000	323,900	337,500
56	209,600	251,900	290,200	324,800	338,100
57	210,200	252,700	291,400	325,500	338,500
58	210,900	253,500	292,400	326,100	339,000
59	211,600	254,400	293,400	326,700	339,500
60	212,300	255,300	294,400	327,300	340,100
61	212,900	256,300	295,000	327,600	340,400
62	213,700	257,100	295,700	328,100	341,000
63	214,300	257,700	296,300	328,700	341,600
64	215,100	258,600	296,900	329,300	342,100
65	215,600	259,200	297,600	329,500	342,400
66	216,200	259,900	297,900	330,100	342,900

67	217,000	260,500	298,500	330,700	343,400
68	217,800	261,200	299,100	331,300	343,900
69	218,400	262,000	299,700	331,500	344,200
70	219,000	262,600	300,300	332,100	344,700
71	219,500	263,200	300,900	332,700	345,100
72	220,100	263,800	301,500	333,200	345,500
73	220,700	264,500	301,900	333,400	345,700
74	221,300	264,900	302,400	333,900	346,000
75	221,900	265,200	302,800	334,500	346,300
76	222,500	265,600	303,300	335,000	346,600
77	223,100	265,700	303,500	335,400	346,800
78	223,700	266,000	303,900	335,800	347,000
79	224,300	266,200	304,200	336,300	347,200
80	224,900	266,500	304,600	336,700	347,400
81	225,500	266,700	305,000	337,100	347,600
82	226,100	266,900	305,400	337,600	347,900
83	226,700	267,200	305,800	338,000	348,100
84	227,300	267,400	306,200	338,200	348,300
85	227,700	267,600	306,400	338,500	348,500
86	228,300	267,800	306,700	339,000	348,700
87	228,900	268,000	307,100	339,300	348,900
88	229,500	268,300	307,400	339,600	349,100
89	230,000	268,500	307,600	339,900	349,300
90	230,400	268,800	308,000	340,300	349,500
91	230,700	269,000	308,400	340,600	349,700
92	231,100	269,300	308,700	340,900	349,900
93	231,300	269,400	308,900	341,100	350,100
94		269,600	309,200		
95		269,900	309,600		
96		270,200	309,900		
97		270,400	310,000		
98		270,600	310,400		
99		271,000	310,700		
100		271,300	310,900		
101		271,500	311,100		

102		271,700	311,400		
103		272,000	311,700		
104		272,200	312,000		
105		272,400	312,400		
106		272,600	312,700		
107		272,900	313,000		
108		273,100	313,300		
109		273,300	313,700		
110		273,600	314,000		
111		274,000	314,200		
112		274,200	314,500		
113		274,300	314,900		
114		274,500			
115		274,700			
116		275,000			
117		275,200			
118		275,400			
119		275,600			
120		275,800			
121		276,100			
122		276,300			
123		276,500			
124		276,700			
125		276,900			

別表 2 給料表Ⅱ

単位：円

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	137,400	162,600	182,100	200,000	214,600
2	138,000	163,600	182,800	201,000	215,700
3	138,700	164,400	183,600	201,800	216,900
4	139,200	165,300	184,300	202,900	217,900
5	139,800	166,000	185,100	203,800	218,800
6	140,300	166,900	185,900	204,700	220,000
7	140,900	167,800	186,700	205,700	221,100
8	141,500	168,700	187,400	206,700	222,100
9	142,000	169,600	188,200	207,700	223,200
10	142,800	170,400	188,900	208,700	224,300
11	143,400	171,400	189,700	209,700	225,300
12	144,100	172,200	190,400	210,700	226,400
13	144,800	172,900	191,200	211,700	227,500
14	145,500	173,700	191,900	212,700	228,400
15	146,300	174,600	192,600	213,800	229,500
16	147,100	175,500	193,300	214,700	230,600
17	147,800	176,300	194,000	215,700	231,600
18	148,500	177,100	194,900	216,700	232,600
19	149,300	177,800	195,700	217,700	233,600
20	150,000	178,600	196,600	218,600	234,500
21	150,800	179,400	197,400	219,600	235,500
22	152,100	180,200	198,200	220,500	236,500
23	153,400	181,000	199,100	221,600	237,500
24	154,700	181,800	199,900	222,600	238,600
25	156,000	182,500	200,900	223,500	239,300
26	156,900	183,200	201,800	224,600	240,300
27	157,600	184,000	202,700	225,600	241,200
28	158,500	184,600	203,600	226,500	242,100
29	159,200	185,300	204,500	227,500	243,000
30	160,100	185,800	205,400	228,400	243,900
31	161,000	186,400	206,300	229,500	244,900

32	161,900	187,000	207,100	230,500	245,700
33	162,600	187,500	207,900	231,200	246,700
34	163,400	188,200	208,900	232,200	247,500
35	164,100	188,800	209,700	233,100	248,300
36	164,900	189,300	210,700	234,200	249,200
37	165,500	189,800	211,400	235,100	249,900
38	166,200	190,500	212,200	236,000	250,500
39	166,900	191,200	213,000	237,100	251,300
40	167,500	191,900	213,900	238,000	251,900
41	168,200	192,600	214,800	238,900	252,600
42	168,800	193,300	215,600	239,900	253,000
43	169,500	194,000	216,500	240,700	253,600
44	170,100	194,700	217,200	241,700	254,200
45	170,700	195,200	218,100	242,400	254,600
46	171,400	195,900	218,900	243,200	255,000
47	172,000	196,600	219,800	243,900	255,500
48	172,700	197,100	220,600	244,700	256,000
49	173,200	197,800	221,200	245,500	256,400
50	173,700	198,300	221,900	245,900	256,900
51	174,200	199,000	222,700	246,500	257,300
52	174,700	199,700	223,500	246,900	257,700
53	175,300	200,100	224,300	247,400	258,000
54	175,800	200,700	225,000	248,000	258,400
55	176,300	201,300	225,900	248,400	258,800
56	176,700	202,000	226,600	249,000	259,200
57	177,100	202,500	227,400	249,500	259,400
58	177,600	202,900	228,000	249,900	259,700
59	178,000	203,500	228,600	250,200	260,000
60	178,500	204,100	229,200	250,600	260,400
61	178,900	204,600	229,500	250,800	260,600
62	179,400	205,100	230,000	251,100	260,900
63	179,700	205,500	230,400	251,500	261,300
64	180,200	206,000	230,800	251,800	261,600
65	180,500	206,400	231,200	252,000	261,800
66	180,900	206,900	231,400	252,400	262,100

67	181,300	207,300	231,800	252,800	262,400
68	181,800	207,700	232,200	253,100	262,600
69	182,200	208,200	232,600	253,300	262,800
70	182,500	208,600	232,900	253,700	263,100
71	182,800	209,000	233,300	254,100	263,400
72	183,200	209,300	233,700	254,400	263,700
73	183,600	209,800	234,000	254,600	263,900
74	184,000	210,100	234,200	254,800	264,000
75	184,300	210,300	234,500	255,200	264,200
76	184,700	210,600	234,800	255,500	264,400
77	185,100	210,700	235,000	255,800	264,600
78	185,500	210,800	235,300	256,100	264,800
79	185,800	210,900	235,500	256,300	265,000
80	186,200	211,100	235,800	256,600	265,200
81	186,600	211,200	236,000	256,900	265,300
82	187,000	211,300	236,300	257,200	265,500
83	187,300	211,500	236,600	257,500	265,600
84	187,700	211,700	236,900	257,700	265,700
85	188,000	211,900	237,100	257,800	265,800
86	188,400	212,100	237,300	258,100	266,000
87	188,800	212,300	237,500	258,300	266,200
88	189,100	212,400	237,700	258,500	266,300
89	189,400	212,600	237,900	258,700	266,400
90	189,700	212,800	238,200	259,000	266,600
91	189,900	213,000	238,500	259,200	266,800
92	190,200	213,200	238,700	259,300	266,900
93	190,400	213,300	238,800	259,500	267,000
94		213,400	238,900		
95		213,600	239,200		
96		213,800	239,400		
97		213,900	239,500		
98		214,000	239,800		
99		214,300	240,000		
100		214,500	240,200		
101		214,600	240,400		

102		214,800	240,500		
103		215,000	240,700		
104		215,200	240,900		
105		215,300	241,200		
106		215,400	241,400		
107		215,600	241,600		
108		215,800	241,800		
109		215,900	242,100		
110		216,100	242,200		
111		216,400	242,400		
112		216,600	242,600		
113		216,700	242,900		
114		216,900			
115		217,000			
116		217,200			
117		217,300			
118		217,400			
119		217,600			
120		217,800			
121		218,000			
122		218,100			
123		218,300			
124		218,500			
125		218,600			

別表 3 給料表 I 職務区分表

職務の級	職 務 の 名 称 等		
	事 務 局	障がい福祉施設	介 護 事 業 所
1 級	主事、その他の職の職務	職業指導員、生活支援員、調理員、事務員の職務	介護支援専門員、訪問介護員の職務
2 級	主任の職務	主任の職務	サービス提供責任者、主任の職務
3 級	専門員、係長の職務	専門員の職務	管理者の職務
4 級	補佐の職務	施設長の職務	
5 級	事務局長の職務		

別表 4 給料表 II 職務区分表

職務の級	職 務 の 名 称
1 級	保育士、児童厚生員、看護師、栄養士、調理師（員）の職務
2 級	分野別リーダーの職務
3 級	専門リーダーの職務
4 級	副主任、主任の職務
5 級	園長、館長の職務

別表 5 初任給基準表

学歴免許等	初 任 給
高 校 卒	1 級 5 号
短 大 卒	1 級 15 号
大 学 卒	1 級 25 号

別表6 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25

34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34
43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46
55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49
58	25	41	42	50
59	26	42	43	51
60	26	42	44	52
61	27	43	45	53
62	27	43	45	54
63	28	44	45	55
64	28	44	46	56
65	29	45	46	57
66	29	45	46	58
67	30	46	47	59
68	30	46	47	60
69	31	47	47	61
70	31	47	48	62

71	32	48	48	63
72	32	48	48	64
73	33	49	49	65
74	33	49	49	66
75	34	49	49	67
76	34	49	50	68
77	35	50	50	68
78	35	50	50	68
79	36	50	51	68
80	36	50	51	68
81	37	51	51	69
82	37	51	52	69
83	38	51	52	69
84	38	51	52	69
85	39	52	53	69
86	39	52	53	70
87	40	52	53	70
88	40	52	53	70
89	41	53	54	71
90	41	53	54	72
91	42	53	54	73
92	42	53	54	74
93	43	53	55	75
94		54	55	
95		54	55	
96		54	55	
97		54	55	
98		54	56	
99		55	56	
100		55	56	
101		55	56	
102		55	56	
103		55	57	
104		56	57	
105		56	57	
106		56	57	
107		56	57	

108		56	58	
109		56	58	
110		57	58	
111		57	58	
112		57	58	
113		57	58	
114		57		
115		57		
116		58		
117		58		
118		58		
119		58		
120		58		
121		58		
122		59		
123		59		
124		59		
125		59		

別表7 通勤のため自動車等を使用する職員に対する支給額

通 勤 距 離	月 額
2 k m未満	0 円
2 k m以上 4 k m未満	2,500 円
4 k m以上 6 k m未満	4,200 円
6 k m以上 8 k m未満	5,600 円
8 k m以上 10 k m未満	7,000 円
10 k m以上 12 k m未満	8,200 円
12 k m以上 14 k m未満	9,500 円
14 k m以上 16 k m未満	10,600 円
16 k m以上 18 k m未満	11,800 円
18 k m以上 20 k m未満	12,900 円
20 k m以上 22 k m未満	14,000 円
22 k m以上 24 k m未満	15,100 円
24 k m以上 26 k m未満	16,100 円
26 k m以上 28 k m未満	17,100 円
28 k m以上 30 k m未満	18,200 円

30 k m以上 32 k m未満	19,200 円
32 k m以上 34 k m未満	20,300 円
34 k m以上 36 k m未満	21,400 円
36 k m以上 38 k m未満	22,500 円
38 k m以上 40 k m未満	23,500 円
40 k m以上 45 k m未満	25,400 円
45 k m以上 50 k m未満	28,300 円
50 k m以上	31,300 円

別表 8 保育士等処遇改善手当の支給割合及び支給額

職務の級	加算Ⅰ分	加算Ⅱ分	臨時特例分
1 級	100 分の 5	—	100 分の 5
2 級	100 分の 3	15,000 円	100 分の 4
3 級	100 分の 2	25,000 円	100 分の 3
4 級	100 分の 1	40,000 円	100 分の 2
5 級	—	—	100 分の 2